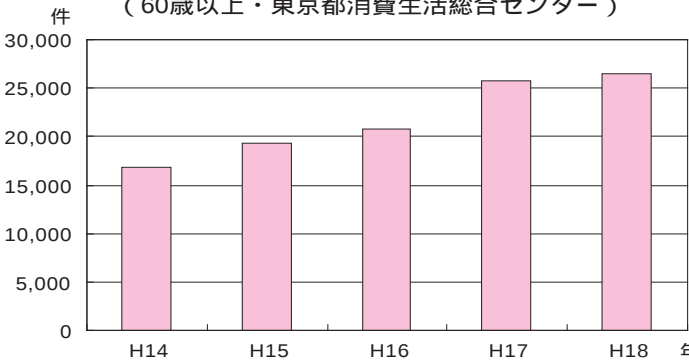


消費生活トラブル

高齢者が狙われています!



高齢者相談件数の推移
(60歳以上・東京都消費生活総合センター)



市の消費者センターに寄せられる相談の中でも、高齢者の被害は年々増え、悪質で被害が大きいものも少なくありません。高齢者被害をなくすためには本人だけでなく、家族や周りの方の協力や気付きが不可欠です。契約や商品のことで少しでも疑問に思ったら、すぐに市消費者センターにご相談ください。

詳しくは市消費者センター ☎473・4505へ。

相談事例

市消費者センターには、高齢者から次のような相談が寄せられています。

訪問販売

【事例】先週、布団の訪問販売業者がAさんの自宅を訪ねて来ました。布団を買う予定はなかったのですが、とても感じの良い人だったので、見てもうただけなら、と思い、家上げてしまいました。今使っている布団を見てもらうと、「こんな布団で寝ていたら病気になる」と言つので、クレジットカードで60万円の布団を契約してしまいました。

しかし、よく考えたらそんな高価な布団は必要ないので解約したいという相談でした。【対処方法】このケースは、すぐに市消費者センターに相談に来たため、クーリング・オフ(〇)をすることができました。訪問販売であれば、8日以内ならたとえ使用済みでも無条件で解約することが

催眠(SF)商法

【事例】駅の近くで景品を配っている人に「もっといいものがもらえる」と声を掛けられ、近くのビルに連れて行かれたBさん。会場にはたくさんの人が来ていて、「欲しい人は手を挙げて」と言つて日用品が無料で配られていました。途中で健康に関する話になり、最後に体に良いという健康食品を紹介されました。Bさんも「買わないと損だ」という気持ちになり、つい契約をしてしまいました。

点検商法

【事例】3カ月前、「下水管の無料検査に来ました」と突然訪ねて来た業者に、「無料なら」と検査をお願いした。最近では、パンや卵が安く買える健康食品のお店のチラシに書き、集まった人に健康器具や布団を販売するケースも増えています。行けば仲間に見えるからと何度も通い、体に良いと信じているため、被害に遭っているという意識がない人もいます。無料や格安といったうまい話には乗らないようにしましょう。

【事例】3カ月前、「下水管の無料検査に来ました」と突然訪ねて来た業者に、「無料なら」と検査をお願いした。最近では、パンや卵が安く買える健康食品のお店のチラシに書き、集まった人に健康器具や布団を販売するケースも増えています。行けば仲間に見えるからと何度も通い、体に良いと信じているため、被害に遭っているという意識がない人もいます。無料や格安といったうまい話には乗らないようにしましょう。

お願い

～高齢者の皆さんへ～

被害に遭う可能性は誰にでもあり、決して恥ずかしいことではありません。少しでも「おかしいな」と思ったら、一人で悩まずに周りの方に相談しましょう。家族などに言いづらいときは、直接消費者センターに相談してください。また、クーリング・オフは訪問販売だけでなく、電話勧誘などでも無条件で解約ができます。クーリング・オフ期間が過ぎても、勧誘方法などに問題があれば、契約金が戻ってくる場合もあります。支払いが済んでいた、時間が経っている場合でも、まずはご相談ください。

～周りの方へ～

被害者の中には、被害に遭ったと自覚していても誰にも相談できない方や、だまされていることに気が付いていない方もいます。外出が多くなった、お金に困っている、見慣れない業者が頻繁に出入りしているなど、いつもと違う様子が見られたら声を掛けてあげてください。もし、消費者トラブルに巻き込まれているようであれば、消費者センターに相談するようアドバイスをしてください。

クーリング・オフとは

訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法等による契約の場合、一定期間内(期間 は販売方法によって異なります)であれば、消費者が一方的に無条件で解約ができる制度のことです。

還付金詐欺

社会保険庁や税務署、市の職員を装い「年金等の還付がある」という連絡を電話やはがきでしてきます。連絡をす

場間近「絶対に儲かる」という説明が事実と異なる説明(不実告知)であること、証券の登録がないにもかかわらず「営業として」株式の売買を行っていると思われる、違法にあたる可能性があること

市消費者センター

☎473・4505

一人で悩まず、ご相談ください!

市消費者センターでは次のような仕事をしています。

- クーリング・オフの方法など、できるだけご自身で解決できるよう支援します
- 契約に問題があったときなど、あつせんが必要な場合は業者と交渉して解決

市消費者センターでは次のような仕事をします。

- 専門家の助言等が必要な場合は、適切な機関を紹介し
- 商品・サービスに関する情報提供をしています
- 消費生活に関するパンフレットの配布やビデオ、書籍の貸し出しをしています

▼所在地 市役所2階生活文化課内▼相談時間 月曜～金曜日の午前10時～正午、午後1時～4時

来所での相談も可能です。相談の際には、契約書・保証書・パンフレットなどの資料をご用意ください。

出前講座を行っていただきます。

自治会や地域のサークルなどで、消費生活に関する話を聞いてみませんか。市の消費生活相談員が伺います。

市ホームページへの
バナー広告を募集します!

所得税、市・都民税の申告
受け付けは2月18日から

詳細は4・5面をご参照ください